

【一般会計等財務書類に対する注記】

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得原価

③ 出資金……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 有償刊行物……………最終仕入原価法による原価法

② 種苗等生産物……………売価還元法による原価法

③ 土地区画整理事業に係る保留地……………個別法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建 物 6 年～50 年

工作物 5 年～75 年

物 品 2 年～45 年

- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……定額法

- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 3 百万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

…………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

- ② 徹収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徹収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徹収不能見込額を計上しています。

貸付金については、過去 5 年間の償還免除又は債権放棄の平均により、徹収不能見込額を計上しています。

- ③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

- ④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

- ⑤ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、宮城県財務規則に定める重要物品に該当する場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じます。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、原則として、法人税法基本通達第7章第8節によっています。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更等はありません。

3 重要な後発事象

重要な後発事象はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体の金融機関等からの借入債務等に対し、保証を行っています。

団体名	確 定 債 務 額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等 引当金計上額	貸借対照表 未計上額	
宮城県土地開発公社	—	—	394 百万円	394 百万円
宮城県道路公社	—	—	2, 826 百万円	2, 826 百万円
みやぎ産業振興機構	—	—	5, 383 百万円	5, 383 百万円
宮城県信用保証協会	—	2, 851 百万円	390, 880 百万円	393, 731 百万円
みやぎ農業振興公社	—	57 百万円	6 百万円	63 百万円
宮城県漁業信用基金協会	—	—	2 百万円	2 百万円
計	—	2, 908 百万円	399, 491 百万円	402, 399 百万円

※四捨五入のため積上げと計が一致しない場合があります。

(2) 係争中の訴訟等

会計年度末時点で係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

① 仙台地裁令和3年(ワ)第1233号

(損害補償等請求額 12百万円 被告 宮城県)

② 仙台地裁令和3年(行ウ)第11号

(損害補償等請求額 100百万円 被告 宮城県)

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

公債費特別会計

母子父子寡婦福祉資金特別会計

中小企業高度化資金特別会計

農業改良資金特別会計

沿岸漁業改善資金特別会計

林業・木材産業改善資金特別会計

県有林特別会計

土地取得特別会計

- ② 一般会計等の対象範囲のうち、地方独立行政法人移行前の病院事業会計における地方債の償還に係る経費等、地方財政状況調査で想定企業会計に区分されるものについては、普通会計の対象範囲には含まれません。
- ③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ④ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	11.2%	146.9%

- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 25,385 百万円
- ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額 155,362 百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

次年度予算において財産収入として措置されている資産及び宮城県公有財産調整会議において売却方針である資産を計上しています。

イ 内訳

事業用資産 1,973 百万円 (1,499 百万円)

　土地 1,973 百万円 (1,499 百万円)

　令和 4 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、鑑定評価による価額が判明しているものについてはその価額、その他のものについては公示地価又は路線価等による評価方法によっています。

　上記の () 内の金額は貸借対照表における簿価を記載しています。

- ② 減債基金に係る積立不足額

総務省が設定する実質公債費比率の算定上の積立ルールに則った場合の積立不足額 27,547 百万円

　なお、本県の積立予定額に対する積立不足額はありません。

- ③ 基金借入金（繰入運用）残高

　基金繰入金（繰入運用）の残高はありません。

- ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 843, 685 百万円
- ⑤ 地方債のうち臨時財政対策債残高
貸借対照表に計上された地方債残高のうち、普通交付税の振り替わりとして特例的に発行が認められている臨時財政対策債の残高は 653, 680 百万円です。その元利償還金相当額については、全額を後年度普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に算入することとされています。
- ⑥ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は次のとおりです。
- | | |
|---------------------------|-----------------|
| 標準財政規模 | 489, 316 百万円 |
| 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 | 64, 103 百万円 |
| 将来負担額 | 1, 860, 472 百万円 |
| 充当可能基金額 | 293, 395 百万円 |
| 特定財源見込額 | 95, 352 百万円 |
| 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 | 846, 948 百万円 |
- ⑦ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 221 百万円
- ⑧ 事業用建物及び事業用工作物のうち、6, 060 百万円は、PFI 事業に係る資産が計上されています。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 ▲6,945 百万円
- ② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書（一般会計）	1,333,286 百万円	1,273,421 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	208,638 百万円	206,497 百万円
会計間の取引等に係る純計処理に伴う差額	▲107,402 百万円	▲107,402 百万円
繰越金に伴う差額	▲99,485 百万円	—
資金収支計算書	1,335,036 百万円	1,372,516 百万円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（公債費特別会計、母子父子寡婦福祉資金特別会計、中小企業高度化資金特別会計、農業改良資金特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計、林業・木材産業改善資金特別会計、県有林特別会計、土地取得特別会計）の分及び会計間の取引等に係る純計処理の分だけ相違します。

また、繰越金については、歳入歳出決算書では収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額

<u>資金収支計算書の業務活動収支</u>	5,621 百万円
投資活動収入の国等補助金収入	39,916 百万円
未収債権額の増加（減少）	▲931 百万円
未払債務額の増加（減少）	2 百万円
減価償却費	▲47,928 百万円
賞与等引当金増減額	652 百万円
退職手当引当金増減額	4,732 百万円
徴収不能引当金増減額	1,023 百万円
損失補償等引当金増減額	4,154 百万円
投資損失引当金増減額	▲3,682 百万円
資産売却益	438 百万円
資産除売却損（業務活動収支以外）	▲4,331 百万円
前受金の増加（減少）	1,329 百万円
その他の資産・負債等の増減額	▲206 百万円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	789 百万円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 180,000 百万円

一時借入金に係る利子額 0 百万円

⑤ 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額 40 百万円